

## COVID-19 による「緊急事態宣言」発出を受けて

福岡県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まらず、リハビリテーション医療および高齢者、障がい児・者の福祉の現場は大変厳しい状況が続いています。県内でも感染拡大が続いています。これらの状況を踏まえ、5月12日付で内閣総理大臣より当県に対して「緊急事態宣言」が発出されました。

この事を受け、福岡県作業療法協会では感染防止対策としての活動制限を図りつつ以下の対応を実施してまいります。

福岡県作業療法協会は、「作業療法士の学術技能の研鑽及び人格資質の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、もって保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的とする」ことを目的とした団体です。医療現場の厳しい状況の中においても、職能団体としての使命を果たす事が大変重要であると考え、当会で行う事業（教育、学術、渉外、広報、保健福祉、ブロック活動等）を継続してまいります。事業を継続するにあたっては、従来から実施してきた感染防止対策の徹底を図り、今年度事業計画に基づき最大限の調整を行ってまいります。医療・福祉の職能団体として危機意識を持ち、この緊急事態を乗り切りたいと考えます。

県民の皆様、協会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

令和 3 (2021) 年 5 月 12 日  
(公社) 福岡県作業療法協会  
会長 竹中 祐二